# ヘーゲル「法・権利の哲学」第3回講義の基本性格

---1819/20年・冬学期 (ベルリン大学) ----

福吉勝男

この第3回講義は、ベルリン大学において1819年10月25日に開始され、翌年の1820年3月18日まで行われたものである。週5回、毎回17時~18時に講義された。聴講生数は53名であった。

本講義の基本性格を把握するには、講義が行われた頃の時代――政治的社会的――状況の概略についての認識がぜひとも必要であるように思われる。というのも、本稿で私が考察の対象とするのは内容的にみて大きく三区分(第1―「抽象的法・権利」、第2―「道徳」、第3―「倫理」)される第3「倫理」の第3段階「国家」中の、特に〈国内公法〉の個所であり、そしてこの個所は文字どうり国内の政治的社会的なあり方(国家の本質・理念、国家の機構・権力論など)と密接に連関しているはずだからである。

当時の時代状況はとりわけ厳しいものであった。1819年の早々からヘーゲルの周辺で、当局による取締まりの事態が顕著になってくる。3月23日に、イェナ大学学生でブルシェンシャフト員 K. ザントがロシア公使館顧問の作家、コッツェブーをマンハイムで暗殺した。この事件をきっかけにして、政府当局による学生、大学教授、知識人などに対する監督、出版物に関する検閲、デマゴーグ狩り等、厳しい対処がなされてくる。その頂点の象徴的出来事が同年9月20日、フランクフルトの連邦議会で採択された、いわゆる「カールスバート決議」である。この決議の内容は、一言でいえば、テロなどの急進派の押え込みだけではなく、幅広く自由主義を根こそぎ弾圧することを強く意図したものであった。したがって、ヘーゲルのような当時の代表的な学者、大学教授、知識人でさえ取り締まり対象の例外ではないのである。実際、ヘーゲルの同僚であるデ・ヴェッテ教授の解任・解職(9月末)、フォン・ヘニングのようなヘーゲルの弟子の逮捕(7月8日)、またアスヴェルスやウルリヒらヘーゲルの数少なくない友人、知人たちの拘束(4月8日、7月14日)等が行われた。そして当然ながらヘーゲル自身にさえ当局の嫌疑の眼が向けられることになる。

先に述べた K. ザントが結局翌年の1820年 5 月 5 日に処刑される。ヘーゲルはその代表的な著作の一冊である『法・権利の哲学』の「序文」を同年 6 月25日付で完成し、そして年末に刊行する。しかし、ここに大きな問題が生じる。それはこういうことである。

ザント事件が発生した直後の3月26日付でヘーゲルはすでに、「私は一冊本を(私の自然法・権をパラグラフに区切って)書かねばなりません」と友人のニートハンマーに書簡を送り、さらに同年10月30日付のクロイツァー宛の書簡で、「連邦議会の決議が出たとき、私はちょうど印刷に出そうと思っていたのです。今や私たちは検閲免除権に関してどのような状況にあるか [知っています] から、私は [それを] いまから間もなく印刷するでしょう」と書物の刊行が間近である

ことを知らせているにもかかわらず、結局刊行が翌年末であるから予定より1年ほど遅延したの はなぜかということが問題になる。

この遅延の原因として、私は「カールスバート決議」に代表される当時の厳しい政治的社会的 状況が強く影響していると考えている。この点について検討していくさいに格好の資料になると 思われるのが、本稿で取り扱う1819/20年の冬学期にベルリン大学で行なわれた「法・権利の哲 学」講義(第3回)である。先にみた厳しい状況の真っ只中で本講義が行われているからである。 前年の冬学期(1818/19年)に行われた第2回講義(ここでも主に「国内公法」の個所)と同じ 内容になっているだろうか。相違点があればそれはどのようなものだろうか。このような点に注 目しながら、まだ邦訳もない資料であるから、まずはできるだけていねいに関連個所を翻訳しつ つ正確な内容理解につとめることからはじめたい。

まず、第3回講義の全体の区分構成をみておきたい。それは次のようになっている。

# Inhaltsanzeige

Einleitung

Übersicht der Wissenschaft

Erster Teil. Das abstrakte Recht

- 1. Kapitel:Das Eigentum
- 2. Kapitel:Der Vertrag
- 3. Kapitel:Das Unrecht

Zweiter Teil. Die Moralität

- 1. Kapitel:Handlung und Vorsatz
- 2. Kapitel:Wohl und Absicht
- 3. Kapitel:Das Gute und das Gewissen

Dritter Teil. Die Sittlichkeit

- 1. Kapitel:Die Familie
  - a. Die Ehe
  - b. Eigentum der Familie
  - c. Auflösung der Familie
- 2. Kapitel:Die bürgerliche Gesellschaft
  - a. Das System der Bedürfnisse
  - b. Die Rechtspflege
  - c. Die Polizei
- 3. Kapitel:Der Staat
  - a. Das innere Staatsrecht
    - $\alpha$ . Die fürstliche Gewalt

- $\beta$ . Die Regierungsgewalt
- 7. Die gesetzgebende Gewalt
- b. Das äu β ere Staatsrecht
- c. Die Weltgeschichte

この内容の区分構成のうち、本稿で検討する主な個所は、先にも述べたように、「第॥部 倫理」(Dritter Teil. Die Sittlichkeit)、「第3章 国家」(3. Kapitel:Der Staat) 中の<a. 国内公法 > (a. Das innere Staatsrecht) 部分である。この検討にあたって若干厄介なのは、 $\land$ -ゲルの「法・権利の哲学」に関する他の講義(録)や1820年末に刊行された『法・権利の哲学要綱』と比べて、当該個所が内容にそって多数の節に区分されず、ただ大きく「 $\alpha$ . 君主権」(Die fürstliche Gewalt)、「 $\beta$ . 統治権」(Die Regierungsgewalt)、「 $\gamma$ . 立法権」(Die gesetzgebende Gewalt) に三区分されるにすぎない点である。したがって、内容展開に基づく区分は私自身の方で行なわねばならないのである。

当該個所の<国内公法>は、ヘーゲルによって行われてはいないが、内容を考慮して私自身で区分すると、まず大きく次の二つに分けることができる。 I として国家の本質・理念に関すること、 II として国家の機構に関することである。 II はさらに、三つの国家権力論が中心になるため、(1) 君主権、(2) 統治権、(3) 立法権に区分される。そして、三権の各々の意味、機能、役割などについて詳述される。したがって、以下で翻訳し、検討するにあたっても、ヘーゲルの展開順序におおよそしたがって行なっていくことにするが、内容理解を容易にするために、一まとまりの内容を一言で表現する「小見出し」を私自身で補充する予定である。

## 1. 国家の本質・理念

- ① 国家と自由の実現
  - 「国家のうちに具体的自由は存在する」(S.226)
  - 「個人がなおみずからの特殊性にしたがって存在しえるということ、このことは個人にとって十分に自由である」(S.226)
  - 「最高の自由を人間は国家においてもつ」(S.226)
- ② 国家権力の分立
  - 「人は近代において、権力の分立のうちに自由の保証をみてとったのである。 このことは総じて近代の理念である」(S.231)
  - 「国家は普遍的なものを目的にもち、そして国家はみずからの様々な領域一般の理念的なものである。この普遍的なもののうちには、みずからの固有なもの以外のいかなる他の規定も存在しえない。第1のものは、普遍的なものとしての普遍的なものを組織化することである。これは立法権である。第2のものは、特殊的なものを実現することであり、したがって特殊的なものが普遍的なものと同一にされることである。これは統治権である。第3のものは、全く抽象的

に個別性であり、主観(体)性そのものである。これは君主権である。これらが [国家を構成する] 三つの契機であり、三契機の像である。立法権において、したがって統治権と君主権とが機能している。同様のことが統治権および君主権にも当てはまる。」(S.237)

#### ③ 憲法・国制の理念

- 「憲法・国制は、即自かつ対自的に理性的な意志が現存在をもつ、という点にある」(S.228)
- 「憲法・国制は国民の実体的な生命である」(S.229)
- 「国民の実体的なものとしての憲法・国制は、国民の聖なるものである」 (S.230)
- 「こうした [先述の三権の関係しあった] 憲法・国制が、立憲君主制とよばれる 当のものである」(S.237f.)
- 「立憲君主制は新しい世界の発明品であり、作品である。実体的な理念はこの中でみずからの無限の形式を見出したのである。他の一切の憲法・国制において、ほんとうの自由はまだ実現に達してはいない。」(S.238)

# Ⅱ. 国家の機構

#### (1) 君主権

- ① 君主権の概念
  - 「君主権はまず第1に考察される。なぜなら、君主権において概念そのものの現存在が主観(体)性として、みずからの場所をもつからである。この規定における第1の契機は、総じて国家の主権である」(S.238)
  - 「主権のこの契機が、とりわけ封建君主制に欠けていた。[封建君主制においては] 君主だけが国内向けの主権をもっていなかっただけでなく、国家自身も主権をもっていなかったのである」(S.239)
  - 「君主権の概念における第2の契機は、主権であるところの一体性が主観(体) として現実的であるということである。主観(体)性は最高の仕方で、ただ自 我として現存在する。自我は純粋な同一性である。自我においては、一切の特 殊化は廃棄されている。」(S. 239f.)
  - 「君主権における第3の契機は、即自かつ対自的に普遍的なものである。これに あたるのが、法律と憲法・国制である。」(S.253)
- ② 君主の成り立ちと性格
  - 「したがって君主は自然によって、つまり生まれによって現にあるところのものである」(S.243)
  - 「国家の主権はみずからの現存在の側面を主観(体)のうちに、一つの個体のう

ちにもち、そしてこのことが君主である。立憲君主制は概念の様々な契機を自由に嵌め込み含んでいる」(S.240)

- 「主観(体)性は非常に排他的な一者であり、排他的な人格である。今や主権は このもの(人格)としてあるのであるから、主権は主権者であり、それは君主 である。国民の主権について語られる。このことは国民相互の全体性について のみ妥当しえる」(S.241)
- 「君主は国家において人格性そのものである」(S.241)
- 「君主がみずからの名前を署名する時には、そこにはたんに単純なもの、すなわ も私が意志するということだけがあるのである」(S.241)

## ③ 理性的な国家と君主の役割

- 「もちろん理性的なものが支配すべきである。そして憲法・国制が理性性自身である。しかし、この理性性において、一方の契機はあの同一性、あの主観(体)性、この自然的なものである」(S.245)
- 「理性的な国家においては、国家の幸福が依存している諸組織・制度が本質的である。民主主義においては、善が依存している国民の主観(体)性そのものが本質的である。理性的な国家においては、主観(体)性は多かれ少なかれ何かどうでもよいものである」(S.250)
- 「主権はそもそも最終決定である。国家において生じる一切のものは君主の名前 において、また君主の力によって生じる」(S.250)
- 「法律や諸組織・制度が何か即自かつ対自的であって、それらについて君主は決定しない。君主はしかしながら、特殊的なものについて決定する。決定するものは、みずからの真の、概念に合致した形式においてこの主観(体)である」(S.251)

## ④ 国政上の責任体制

- 「たんに形式的なものは、まずもって内容空虚である。内容の側面は今や特殊な立場に、つまり君主の前に出現しなければならないある上級の審議する立場に依存する。この審議する立場は、同時に客観的なもの、普遍的なものを君主の前にもたらさねばならない。このことは、総じて内閣とよばれているものである。これら諸個人[内閣の大臣たち]が君主の直接的な人格性とかかわり合っている限り、彼らの任命と免職は君主に委ねられたままでいなければならないということがある」(S.252f.)
- 「君主みずから統治するということが本質的なものとみなされうる。同時にしか しながら、君主の自己統治もまた何か非常に危険なものである」(S. 253)
- 「最も確かなものは常に、大臣が助言を頼まれるということである」(S.253)
- 「責任はもっぱら大臣に帰せられうる。責任を負うということは、ある行為が憲

法・国制に、つまり法・権利であるところのもの等々に適合しているということを意味する。大臣たちに客観的なもののこの側面が帰着する。君主の尊厳は 統治行為にとって全く責任がないのである」(S.253)

#### (2) 統治権

- ① 統治権の役割と意味
  - 「この権力は、法律の普遍的なものと憲法・国制とを特殊的なものにおいて妥当させ、そして特殊的な生活の諸圏を普遍的なものへと連れ戻さなければならない。この領域において、普遍的なものと特殊的なものとが衝突する。自分に没入するという特殊的なものの衝動は、普遍的なものに対して自立的になる。この領域のうちに今や、総じて市民社会の特殊的な諸利害がある。そういうものとして特殊的な諸利害が、みずからの独特の管理・執行をもつ。職業団体、諸共同体および地方自治体が特殊的な諸利害をもち、そしてそれらに固有の当局や長をそのために派遣することができる。特殊的なものは、ここでは確かにみずからの権利を手に入れることができるが、しかし国家の普遍的なものについて特殊的なものには最後の決定はやって来ない」(S.254)

## ② 官吏と統治組織

- 「ここにはしたがって、普遍的なものの諸利害を保持する上級の統治権の官吏がいる。これら様々な官吏と上級官庁とが大臣たちや君主のもとへ結集する。市民社会において、まずもって各人がみずからの利害を追求し、そうすることによって特殊的諸圏の利害相互の衝突が生じ、普遍的なものに対してみずからの位置をもつ」(S.254f.)
- 「本質的な契機は、統治権の有機組織において、上級官庁が合議的に組織化されているということである。合議の形式は、ドイツの憲法・国制においてはずっと前から用いられ行われていた」(S.256)
- 「統治権の様々な業務には諸個人が必要である。客観的な契機はそのさい、これら諸個人がみずからの能力・才能を実証するということである。この条件のもとで、各市民には公務員への道が開けていなければならない。主観的な側面は、多くの同じような能力・才能を有するもののうちで、特殊的なある個人が採用されるということである。大抵の国家諸要件には、どんな特殊的な才能・能力も属さないのであって、多くの個人がそのための能力を与えられうるのである。まさにこの個人が選ばれて、他の個人が選ばれないということは、何か外的なことである」(S.256f.)
- 「総じて国家公務員への採用がなされるのは、したがって君主権である。公務関係は、契約自身の本性に関する何かをもっている。給付と反対給付がある」 (S.257)

- 「業務は即自かつ対自的でなければならない何かであり、そして関係の内容はそれ故、恣意に帰着しない」(S.257)
- 「採用の主権的行為によって職務に任ぜられた個人は、みずからの義務履行を指示される」(S.257)
- 「国家の奉仕者は国家の召使ではない。彼は本質的な関係を引き受け、そして義務履行はそのもとで彼がみずからの職務を遂行しうる本質的な条件である」 (S.257)

#### ③ 統治関係者の教養形成

- 「総じて政府・統治のメンバーたちと、それに関わっている人たちは、そもそも一層普遍的な教養を必要とする。そしてこの教養が彼らの特殊的な現存在になる限り、この集団はそもそも、中間階層とよばれるものを形成する。この階層は、彼が普遍的な認識、普遍的な見解に献身するという点に必然的に生きる。この階層の発展と概念に総じて、国家の本質的な知性が依存する。諸組織・制度は、この階層がみずからの威力によって貴族制の形成への手段を獲得しない、ということを生ぜしめなければならない」(S.258)
- 「諸組織・制度は十分な安定性をもたなければならず、そして公務員の恣意と ルーズさに対して堅固な壁を形成しなければならない」(S.258f.)

#### (3)立法権

- ① 立法権の意味と役割
  - ●「立法権は普遍的なものそのものを確定しなければならない。諸法律は、国家における普遍的な諸関係である。これら諸関係の他に、統治諸行為の規定が立法の性格をもまた引き受けるというような普遍的な統治行為もまたなお存在する。憲法・国制自身は立法権の外部にある。諸法律の発展のうちに、その間に憲法・国制の発展もまたある。立法権は今や、それだけで同時に他の諸権力と同じように、全体性である。立法権は、そのもとに最高の決定が帰着する君主的契機をみずからのうちに含んでいる。同様に、統治権が立法権のもとで機能し働いていなければならない。これが審議する契機である。それから第3の契機は議会的要素である。この議会的要素が自立し、そして抽象的にそれだけで存立しえないということは、これまでにすでに注意した」(S.259)

#### ② 議会の役割と機能

「憲法・国制における議会の必要性は、様々な仕方で把握されうる。非常に度々、議会は最高権力に対して必然的な対抗力として示された。この見解の不十分で惨めなことは、すでにこれまで述べられた。もちろん各契機はみずからの自立的な現存在をもつべきであり、そしてその限り、常に一方の契機は他方の契機に制限的に関係する」(S.259)

- 「他の観点は、国民の代議士たちによる競争が必要であるというものである。何故なら、この代議士たちは国民が必要としているものを最もよく知っているからである。国民は政府・統治から引き離されていると、みずからが何を欲するかをむしろ知らない」(S.260)
- 「統治諸行為が議会の監察下に置かれるということは、もちろん偉大で正当な契機である。このようにして普遍的なものが妥当させられる。議会の活動の対象は総じて、国家の全く普遍的な諸要件である」(S.261)
- 「そうした普遍的な諸要件は、例えば諸々の共同体や職業団体の資格づけであり、市民的、刑罰的立法である。こうした立法が発展せられる限り、普遍的利益の公共施設、例えば道路、橋、公邸、療養施設は、一部は普遍的な要件であり、一部はむしろ政府・統治の活動に属する。度々話題になる対象は、戦争と平和であり、総じて外国の諸威力との関係である。このことは国家全体に関わる要件である」(S.261)
- 「議会の意味は、そもそも普遍的なものの意味でなければならない。議会は、本質的に統治・政府の意味に行きつかねばならない」(S.264)
- 「市民社会はしたがって総じて、自己組織化したものとして現われねばならない。組織的な被規定性は、我々のみるところでは、農業階層と商工業階層の二つの主要形式をもつ。我々は<Stände>という表現を、一つには市民社会の階層としての、もう一つには立法権の一部としての二重の意味で使用する。かつては貴族、聖職者、市民階級は政治的階層であった」(S.265)
- 「議会的要素は市民的憲法・国制の動的側面を形成する」(S.267)

#### ③ 議会の二院制

- 「議会が二院制を構成するということが、理性的な関係を成立させる。一方の院は極として止まり、他方の院は媒介の要素を形成する」(S.269)
- 「同じ普遍的な国家要件が二つの院により考慮されることによって、そうすることによる決定が必然的に大きな保証を獲得する」(S.270)
- 「最も重要なことは常に、そのようにして対立が媒介されるということである」 (S.270)

#### ④ 議会の公開

• 「議会の公開は、一面では欠陥のある効果をもちうる。議会の公開は、立ち会っている人々によって強く印象と影響を与えさせられる。他面では、しかしながら公開によって市民たちが論じられていることについて、より詳細に認識させられる。市民たちは、このようにして公的諸関係について調べ知る機会をもち、そして彼らは様々な観点でもってみずからにとって重要なものに、一層習熟し知るようになる。議会の諸事項の公開によって、総じて人々が公事について考

えるようになるということが引き起こされる」(S.270f.)

• 「特に市民たちはまた、このように政府・統治と公務員たちを評価・査定する。 偉大な政治家たちは、このようにして最高の栄誉の舞台を獲得する。彼らが公 の評価に、真の外部的栄誉に達するということ、このことはとりわけ事項の公 開によって生じる」(S.271)

#### ⑤ 世論の意義

- ●「世論はいわば、全体性がいかに議会において表明されているかということに対する補遺である。世論は総じて、大きな比重と大きな効果のある何かである。 議会、政府そして君主のすべてがこの世論の中に立っている。世論はさてまず、みずからのうちに正義・公平の実体的な諸原理を含んでいる。世論はしたがって、国家の、総じて国民の心指しであり、そして全ての公的状態の帰結を含んでいる。世論はこの側面から、ある国民における常識とよばれているものなのである」(S.271)
- 「世論はその限り、把握するのに最も難しい現象の一つである。というのも、世論は諸対立を直接的にみずからのうちに含んでいるからである。世論はしたがって、完全に無なるものであり、空虚なものであるが、同時にまったく実体的なものである。国民の意識の普遍的なものは神の声であり、そして〈民衆の声は神の声〉(vox populi vox dei)という諺はまったく正しい。同様に、しかしながら国民の判断と声についてもまた、対立したことが根拠をもっていわれる。世論が一面では尊重され、しかし他面では軽蔑されるにちがいない、ということがいわれうる」(S.272)
- 「世論のうちに真に含まれているものを認識するということには、深い洞察が属している。例えば、国民の中に普遍的に不満が支配している場合、要求があるということ、この欲求不満を取り除かねばならないということが想定される」(S.273)

## ⑥ 言論・出版の自由と世論

- 「世論と、言論・出版の自由とよばれるものとが連関している。国家において議会が存在している限り、ここで一般大衆から考えや忠告が汲み取られねばならないということがすでに記憶された」(S.273)
- ●「言論・出版の自由は、まずもってみずからの思想や見解を表明してもよいという形式的権利である。言論・出版は、遠く隔たって、まったく多くの大衆と話し合える驚くべき手段である。欲することを表明するという形式的権利は、同時に行為への要求を含んでいる。したがって、中傷や犯行への煽動等に対する法律が存在しなければならない。教説によって、そしてすなわち言論・出版によってもまた、対立がとげとげしくされうるということがさらにある」

(S.273f.)

- 「最大の保証を言論・出版はみずからの軽蔑のうちにもつ。イギリスにおいて、毎日多くの新聞が発行され、それらの新聞は大抵、政府に対して向けられている。新聞は毎日、政府に対する多くの嘲笑と根拠をもたらし、政府だけをこのことが嘲笑してきた。ところで、イギリスの法律は普通一般に考えられているほどには、言論・出版の悪事に対して決して寛大ではない」(S.274)
- 「主観的思い込みが実体的になるなら、国家はみずからの解体のうちに把握される。民主主義のような憲法・国制においては、実体的なものは客観的な有機組織として自分自身に対してあるのではない。これに対して理性的なもの、実体的なものが客観的な方法で存在している有機組織においては、この私のものはむしろ外的なもの、偶然的なものである」(S.275)
- 「[国家の] 自立は国民にとって最高の命令である。そして自立を国家に維持することは、個々人にとって最高の、絶対的な義務である」(S.276)

以上が、第3回講義における「第Ⅲ部 倫理」、「第3章 国家」中の<a. 国内公法>部分の重要個所である。ここで整理しておきたいのは、第2回講義との内容上の異同点についてである。

#### [第2回講義と第3回講義との共通点]

第1には、国家の本質・理念についての考えの点である。この点については、三つの側面から 指摘しうる。(1)国家と自由との関係についてであるが、家族や市民社会においてではなく、国 家においてこそ人間の自由が具体的に実現するとされる。このことについて、ヘーゲルは第3回 講義の中でこう述べている――「国家のうちに具体的自由は存在する」(S.226)、「最高の自由を 人間は国家においてもつ」(S.226) → [第2回講義——「国家は具体的自由の現実性である」(第 116節)、「自由の現実性がそこで把握される両極が、国家の心指しと国家の機構とである」(第 118節)]。(2) 自由の保証の担保を国家権力の分立(立法権、統治権、君主権)のうちにみてと り、このことについてへーゲルは第3講義において次のように述べる――「人は近代において、 権力の分立のうちに自由の保証をみてとったのである。このことは総じて近代の理念である」 (S.231) → 「第2回講義——「その[国家の精神]自由は特殊な意志によって媒介されたものと してのみ実在的であり、現実的である」(第119節)、「[普遍的なもの・国家の精神・自由は] まず は法律へ、ついで特殊な諸々の場合のそのもとへの、そして最後の意志決定として主観性へと区 分される。個々の契機は権力の対自的に具体的な体系としてある……それらは君主権、統治権お よび立法権である」(第121節)]。(3)三権分立を基軸とした固有の、そして理想的な憲法・国制 を「立憲君主制」と理解し、ヘーゲルは第3講義ではこう述べる――「こうした[三権の関係し あった] 憲法・国制が、立憲君主制とよばれる当のものである」(S.237f.)、「立憲君主制は新し い世界の発明品であり、作品である。実体的な理念はこの中でみずからの無限の形式を見出した のである。他の一切の憲法・国制において、ほんとうの自由はまだ実現に達してはいない」 (S.238) → [第2回講義——「個々の契機は権力の対自的に具体的な体系としてあるのであるが、この場合の権力はしたがって、三つの全ての契機をみずからに含んでいる。こうした個々の契機は、同時に他の契機との一体性へと向かう。それらは君主権、統治権および立法権であって、これらはその一体性において立憲君主制を形成する」(第121節)]。

第2には、国家の機構についての考えの点である。この点については、君主権、統治権、立法 権の三側面から留意することが必要である。(1)君主権に関しては、まず世襲君主であることが 確認され、そうした君主が有する最終決定権という権限と役割についてヘーゲルは第1講義の中 で述べている――「君主は自然によって、つまり生まれによって現にあるところのものである」 (S.243)、「主権はそもそも最終決定である。国家において生じる一切のものは君主の名前におい て、また君主の力によって生じる」(S.250)。こうした最終決定権を有する君主は国政上の責任体 制と関わって、内閣の大臣たちの任免権をもっている(「彼ら [内閣の大臣たち] の任命と免職は 君主に委ねられたままでいなければならない」S.252f.)が、君主が下す最終決定は形式的なもの であって、「内容の側面は……審議する立場 [内閣] に依存する」(S.252f.)。ここから、統治行 為の責任は君主にではなく大臣に帰せられることについて、ヘーゲルは第3回講義の中でこう述 べている――「責任はもっぱら大臣に帰せられうる。責任を負うということは、ある行為が憲法 ・国制に、つまり法・権利であるところのもの等々に適合しているということを意味する。大臣 たちに客観的なもののこの側面が帰着する。君主の尊厳は統治行為にとって全く責任がないので ある」(S.253)。→ [これら一連の同じ内容の主張を第2回講義から抜き出しておく——「君主 は……自然的な方法で、つまり生まれによって規定されている」(第122節)、「空虚な最終的決定 を君主権がなす。諸根拠に基づいてなされる客観的決定についてはまだ問題になっていない」 (第122節補注)、「君主権に含まれた他の契機は、審議職である。この審議職は、客観的なもの、 内容および諸根拠を君主へともたらし、ある場合には内閣がもろもろの国事の決定と遂行のため に、ある場合にはそれと結びついた枢密院が法律の審議と準備のために行なうものである……内 閣だけが統治行為に責任があるのであって、これに対して君主には一切の責任が免除されてい る」(第123節)、「立憲的国家においては、君主の人格性はそれほど重要ではない。なぜなら、統 治における客観的側面、審理の側面は君主から分離されているからである。君主ではなくて大臣 が青仟を負うということによって、恣意が減ぜられている。なぜなら、君主が命じるものは大臣 によって署名されていなければならないからである」(第123節補注)]。(2)統治権に関しては、 市民社会における特殊的利害相互の衝突の中で普遍的利益を擁護し発展させることを使命づけら れている、市民から採用された公務員・官吏の意味と役割に留意する必要がある。第3回講義の 中でヘーゲルは述べる――「各市民には公務員への道が開けていなければならない」(S.256f.)、 「……普遍的なものの諸利害を保持する上級の統治権の官吏がいる。これら様々な官吏と上級官 庁とが大臣たちや君主のもとへ結集する。市民社会において、まずもって各人がみずからの利害 を追求し、そうすることによって特殊的諸圏の利害相互の衝突が生じ、普遍的なものに対してみ ずからの位置をもつ」(S.254f.)。こうした役割を有する公務員・官吏こそ「中間階層」とよば れ、国家の教養・知性を代表するとされる。ヘーゲルは言う――「総じて政府・統治のメンバー たちと、それに関わっている人たちは、そもそも一層普遍的な教養を必要とする。……この集団 はそもそも、中間階層とよばれるものを形成する。この階層は、彼が普遍的な認識、普遍的な見 解に献身するという点に必然的に生きる。この階層の発展と概念に総じて、国家の本質的な知性 が依存する」(S.258) →「第2回講義――「統治権は普遍的なものを特殊的諸圏において主張し、 そしてこれら特殊的諸圏を普遍的なものへと連れ戻さなければならず、また普遍的目的のための 諸業務に配慮しなければならない。このことを内閣は協議体的な上級諸官庁および個々の官吏を 涌して実行する。……統治権の職務に関わる人は職業団体の幹部とともに国家において中間階層 を構成する。そして、その中間階層に国民の知性と教養ある自己意識がはいるのである」(第124 節)]。(3) 立法権の有する重要な意味、役割、機能などに関して、第3講義においてヘーゲルは 「普遍的なものの確定」(S.259)、「国家の普遍的な諸要件」(S.261) への関与、「議会的要素」 (S.259) の強調とこの要素の「市民的憲法・国制の動的側面」(S.267) の形成、「統治諸行為」 の監視 (S.261) 等として確認する。そして、議会の「二院制」(S.269) の必要性について強調す るとともに、「議会の公開」(S.270f.) と「言論・出版の自由」(S.)、およびこれと連関した「世 論」の重要性について次のように述べる―― [[議会の公開によって] 市民たちは、このようにし て公的諸関係について調べ知る機会をもち、そして彼らは様々な観点でもってみずからにとって 重要なものに、一層習熟し知るようになる」(S.270f.)、「議会、政府そして君主のすべてがこの 世論の中に立っている。世論はさてまず、みずからのうちに正義・公平の実体的な諸原理を含ん でいる。世論はしたがって、国家の、総じて国民の心指しであり、そして全ての公的状態の帰結 を含んでいる。世論はこの側面から、ある国民における常識とよばれているものなのである」、 (S.271)、「世論と、言論・出版の自由とよばれるものとが連関している。国家において議会が存 在している限り、ここで一般大衆から考えや忠告が汲み取られねばならないということがすでに 記憶された」(S.273)。→ 「第2回講義――立法権における議会の国政上の重要な機能についてこ う述べている。「立法権は特に議会的要素を含んでいるのであって、これによって最も普遍的な 要件であるものが……公衆の信頼と意識でもって規定され、そして普遍的なものの意志が普遍的 で実体的な仕方で生じる」(第125節)。そして貴族院と、「市民たちによって選ばれた代議士た ち」によって構成され、「市民社会の動的側面を含んでいる」(第128節)衆議院との二院制につい て述べる。その上で、議会の公開の必要性、および世論と連関した言論・出版の自由のもつ重要 な意義について次のように強調する――「世論は言論・出版の自由と直接関係する。議会は世論 の陶冶手段であり、したがってまた議会は公開でなければならない。公開なしには人々は国家と もろもろの国事とを知ることができない。……政治的な授業は主に議会を通して行われるのであ る」(第129節補注)]。

#### [第2回講義と第3回講義との相違点]

これまでみてきたように、第3回講義の内容は国家の本質・理念および国家の機構についての 基本的な考え方の点で、第2回講義とほぼ同一で共通したものであることが確認できた。しかし ながら同時に、二つの講義には重要な点での相違もみられる。それは、民主主義と立憲君主制 (国家)との関係についての考えに集約できるように思われる。

民主主義と立憲君主制(国家)との関係について、ヘーゲルは第3回講義において大きく区分して2個所でのべている。1つは(イ)、国家の機構を論じた「君主権」の中において、もう1つは(ロ)、同じく国家の機構においてではあるが、「立法権」中の言論・出版の自由と世論の関係についての個所においてである。

- (イ)では、「民主主義においては、善が依存している国民の主観性そのものが本質的である」 (S.250)といい、民主主義においては国民一人ひとりの思い、考え、思想などを重視することが 本質的になっているとするのに対して、立憲君主制というヘーゲルの理想とする憲法・国制 = 「理性的な国家」においては、こうした主観的なものよりは、客観的な「諸組織・制度が本質的 である」 (S.250)。したがって理性的な国家においては、「主観性は多かれ少なかれ何かどうでも よいものである」 (S.250)。このように民主主義における国民の「主観性」は、「どうでもよいもの」にまで貶められて理解される。
- (ロ)では、民主主義についてこう述べる――「主観的思い込みが実体的になるなら、国家はみずからの解体のうちに把握される。民主主義のような憲法・国制においては、実体的なものは客観的な有機組織として自分自身に対してあるのではない」(S.275)。ここでも、(イ)の場合と同じように、民主主義を「主観的思い込み」との関連で論じている。この場合の主観的思い込みとはどのようなものかというと、言論・出版の自由および世論との関わりにおけるものである。それは次のようなつながりにおいて理解されている。

先にみたようにヘーゲルは、世論および言論・出版の自由を議会の公開との関連で非常に重視したが、このさいの言論・出版の自由はまずもってみずからの思想・見解を表明する「形式的権利」とおさえ、その上でこの権利は同時に「行為への要求」を含んでいるとし、この要求はすなわち、「言論・出版は遠く隔たって、まったく多くの大衆と話し合える驚くべき手段である」から、「中傷や犯行への煽動」にもなりうると考える。このような状況の言論・出版の自由は「主観的思い込みが実体的にな」ったものであり、そうなると「国家はみずからの解体のうちに把握される」とヘーゲルはいう。

国家の解体にまでゆきつく可能性のある、言論・出版の自由による「中傷や犯行への煽動」などに対しては、これに対処する法律がなければならないとされる。少なくともヘーゲルの考えでは、民主主義における「主観的思い込み」は、「理性的なもの、実体的なものが客観的な方法で存在している有機組織」である立憲君主制からみると「外的なもの、偶然的なものである」(S.275)。

このように第3回講義における民主主義の位置づけ・理解は、国民の「主観性」、「主観的思い込み」とされ、偶然的で、どうでもよいもの、非本質的なものと価値の低いものとされている。これに対して、第2回講義における民主主義と立憲君主制(国家)との関係についての考えはどうであろうか。

ペーゲルはまず、「民主制は人格的自由の自己意識の開始である」(第121節)とし、君主制(「家父長的な形式の直接的な反映として最初の形式」)および貴族制(その「第2の形式」であり、「もろもろの憲法・国制の中で最も悪いもの」)と比べて、民主制(この場合、古代ギリシャの民主制)の違いを確認しつつ高く評価する。次に、しかし民主制は「現実的な理念」のどんな像でもなく、「小さな国民のもとでのみふさわしい」ものであって、やがて歴史の進展により特殊的利害が前面に出、「人格的自由」の一層の発展が要求されていくことによって、「習俗・倫理喪失」により滅亡するとされる。だが、「理性的な憲法・国制」=立憲君主制においては、民主制そのものの滅亡原因となる個人の「特殊性」や「個別性」の原理がみずからを形成していき、「[立憲君主制そのものの]倫理の原理」(第121節)になるとペーゲルはいう。すなわち、立憲君主制においては、個人の特殊性つまり「人格的自由」はなくなるのではなく、形成・発展させられていく。この場合もちろん、普遍的な目的を履行し、実行するということにつながる形のものではある。

こうして立憲君主制では民主制の原理が活かされ、新たに展開をみるのである。この視点が、立法権における「議会的、民主主義的要素」の強調、例えば「議会において、さらに国民がまずもって政府に直接対立してあらわれる」(第127節)とされる、政府に対立さえしうる国民の直接的な意志反映としての議会の強調や、また「市民たちによって選ばれた代議士たち」により構成される衆議院(二院制)の意義の強調、それに議会の公開の必然性、それに密接に連関した言論・出版の自由の重要性などの強調(第129節)という一連の主張へとつながっていくのである。

こうみてくると、第2回講義では民主主義的要素が立憲君主制へと引き継がれていき、新たに発展させられ理解されているのに比べて、第3回講義では民主主義は低く評価されているのが分かるのである。こうした民主主義への低い評価、つまりは国民の自由意志発露への軽視は必然的に国家主権の重視、あるいは国家(存続)自体の自己自的化へと帰着する、あるいはそのような方向性が明示される。第3回講義の中でヘーゲルは述べる――「[国家の] 自立は国民にとって最高の命令である。そして自立を国家が維持することは、個々人にとって最高の、絶対的な義務である」(S.276)。くり返しになるが、国家の自立を損じ、国家を解体へと導く可能性のある民主主義における国民の「主観性」の強調、「主観的思い込み」(例えば、言論・出版の自由の過度の強調)は、法律によって対処されなければならないとされる。

こうしたヘーゲルの主張には、第2回講義が行われた1818/19年冬学期から第3回講義がなされた1819/20年のわずか1年の間の政治的社会的状況の悪化(1819年9月の「カールスバート決議」に代表される)が如実に反映しているように私は考えている。

注

本稿ではヘーゲルの「法・権利の哲学」第3回講義を主に分析研究の対象にしたが、そのさいベースにしたテキストは次のものである。

G.W.F.Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesungen von 1819/20 in einer Nachschrift, hrsg. von

Dieter Henrich, Frankfurt 1983.

このテキストからの引用ページは、本文において ( ) の中で明示した。なお、第3回講義の内容と比較するために第2回講義からも引用したが、そのさい使用したテキストは次のものである。

G.W.F.Hegel, Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wannenmann (Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19), hrsg. Eingeleitet und erläutert von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart 1983.

このテキストからの引用にあたっては、第3回講義筆記録と異なって節ごとに区切られ、そして各節には 通し番号がつけられているため、ページ数は記さずに節番号だけを本文において( )の中で明示した。